

衆議院文部科学委員会ニュース

【第 212 回国会】令和 5 年 11 月 15 日（水）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 国立大学法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）

- ・盛山文部科学大臣、瀬戸財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
（質疑者） 柚木道義君（立憲）、荒井優君（立憲）、牧義夫君（立憲）、白石洋一君（立憲）、森山浩行君（立憲）、金村龍那君（維新）、早坂敦君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

柚木道義君（立憲）

- （1） ホストクラブにおける高額請求等の被害について
 - ア 広報物にこの問題を明記した上で文部科学省が高校生や大学生に対して啓発・教育すべきという意見に対する盛山文部科学大臣の見解
 - イ 風営適正化法に基づくホストクラブに対する指示処分及び同法の接待飲食等営業を営む営業所に対する立入り・指示処分・営業許可の取消・営業停止の各件数
 - ウ 悪質なホストクラブに対する立入りを強化すべきという意見に対する警察庁の見解
- （2） 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 運営方針委員の任命に係る文部科学大臣の承認に関して、恣意的に拒否することがないように大学の自主性・自律性に十分留意することの確認
 - イ 本法律案に対する反対表明で大学関係者やその大学が不利益を被ることがあるのではという懸念に対する盛山文部科学大臣の見解
 - ウ 運営方針委員の任命に係る文部科学大臣の承認に関して、恣意的に拒否することがないことや、本法律案への異論等で不利益を被ることがないことを施行通知に明記すべきという要望に対する盛山文部科学大臣の見解
 - エ 日本学術会議における会員任命の拒否に関して、候補者の形式的違法性等の存否に係る説明責任の履行の有無
 - オ 運営方針委員の任命に係る文部科学大臣の承認が形式的なものであるということの確認
 - カ 運営方針委員の任命に係る文部科学大臣の承認を本法律案から削除すべきとの意見に対する盛山文部科学大臣の見解
 - キ 学長の解任に係る運営方針会議の役割に関して、学長への改善措置要求で、恣意的に学長を留任させる又は解任するという問題を起こさないために行う対策
 - ク 文部科学省からの天下り等による外部委員が大学の根幹に関わる案件の決議決定を行う運営方針委員になることによって、大学の自主性・自律性が脅かされるという懸念に対する法律上の歯止めの有無

荒井優君（立憲）

- （1） 11月1日の文部科学委員会における所信について、盛山文部科学大臣の作成の関与の程度
- （2） 盛山文部科学大臣が大臣就任後に視察した学校数
- （3） 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 本法律案が内閣府の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の意向に従って文部科学省が提出したことの是非
 - イ 運営方針会議の設置が国立大学の経営に好影響を与える見通し
 - ウ 政策がCSTIや教育未来創造会議等の決定によって左右されることに対する文部科学省の認識
 - エ 国立大学に対する運営費交付金

- a 法人化前における減額しない旨を法定すべきか否かというやり取りの有無
- b 減額の理由に関する財務省の認識
- オ 文部科学省職員の国立大学への幹部職員としての出向
 - a 平成31年に当時の柴山文部科学大臣が出向を削減することを提案した私案の内容
 - b 平成31年の私案後の現状
 - c 現状でも多くの出向が行われていることや大学役員の兼務が多数存在することに対する盛山文部科学大臣の所見
- カ 文部科学省による国立大学の法人化の検証
 - a 「国立大学法人の在り方に係る検証」が行われて中間まとめが実施された経緯
 - b 同検証に次ぐまとめの文書を新たにとりまとめるべきという提案に対する盛山文部科学大臣の見解
- キ 1年程度と短いことが多い大臣任期中において、国立大学に関して盛山文部科学大臣が取り組む内容

牧義夫君（立憲）

- (1) 神宮外苑地区の再開発について
 - ア 事業者と日本イコモス（国際記念物遺跡会議）が直接話し合う機会が設けられていない現状に関する盛山文部科学大臣の所見
 - イ 日本イコモスによるヘリテージアラートに対する盛山文部科学大臣の問題意識
 - ウ 神宮外苑の文化的な価値についての文化庁の認識
 - エ 盛山文部科学大臣が再開発の見直しを求めるべきであるとの意見に対する同大臣の見解
 - オ 秩父宮ラグビー場の財産処分の認可について
 - a 所有者である独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）から認可申請の有無等
 - b 認可申請前にもかかわらず神宮球場との入れ替えが既成事実化している理由
 - カ 秩父宮ラグビー場及び神宮球場の文化的価値を踏まえた再開発に関する盛山文部科学大臣の所見
- (2) 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 国立大学法人化の目的及び法人化の影響
 - イ 近時の政治主導による大学政策の下では、将来日本からノーベル賞受賞者が出なくなるとの意見に対する盛山文部科学大臣の見解
 - ウ 運営方針会議の設置が義務付けられる対象が国際卓越研究大学以外の大学にも拡大した経緯
 - エ 運営方針会議の設置の有無により運営費交付金の取扱いに差が生じないことの確認
 - オ CSTIの「世界と伍する研究大学の在り方について最終まとめ」において「いかに法人運営の要となる合議体に有用な人材を確保できるか」等として示されている「人材」の具体例
 - カ 内閣総理大臣が議長を務めるCSTIの意見を踏まえて文部科学大臣によってなされる国際卓越研究大学の認定は、政治主導であるとの意見に対する盛山文部科学大臣の見解
 - キ 国立大学法人による債券発行の実績

白石洋一君（立憲）

国立大学法人法の一部を改正する法律案について

- ア 運営方針会議を制度化することとした立法事実
- イ 大学の自治や学問の自由に鑑み、学長以外の運営方針委員の任命に関しては文部科学大臣の承認は不要とする必要性
- ウ 運営方針会議についての議論が不十分であることを踏まえ、中央教育審議会で更なる議論を行い、本法律案の内容を修正する必要性

- エ 学問の自由を守る立場である文部科学省がC S T I の提言等をそのまま改正内容とすることの是非
- オ 学長及び運営方針委員の任命・承認手続
 - a 運営方針委員に係る申出から承認までの期間の想定
 - b 学長に係る申出から任命までの期間の実態
 - c 運営方針委員の承認に係る審査の段取り
 - d 運営方針委員の承認基準
- カ 文部科学大臣による承認がなされない運営方針委員
 - a 具体的な例
 - b 承認要件が透明性・客観性あるものとする必要性
 - c 健康上の問題が拒否事由とされる懸念
- キ 文部科学大臣が学長を任命しなかった例及び任命しない場合の理由開示の有無
- ク 文部科学大臣が運営方針委員を承認しない場合
 - a 理由開示及び施行通知における理由開示に係る記載の有無
 - b 紛争解決手段の有無
 - c 日本学術会議委員の任命拒否問題についても同様の紛争解決手段となるのかの確認

森山浩行君（立憲）

国立大学法人法の一部を改正する法律案について

- ア 本法律案が大学の自主性・自律性を維持発展させていくものであるとの盛山文部科学大臣の基本的な認識の確認
- イ 運営方針会議においてマイクロマネジメントを行わない方針であることの確認
- ウ 運営方針委員選考における教職員の意見反映に関する文部科学省の認識
- エ 運営方針会議に学内の代表者を加える必要性
- オ 学長の選考及び解任に関する運営方針会議の権限
- カ 運営方針委員の任命に関する文部科学大臣の承認の意味
- キ 日本学術会議における会員任命との差異
- ク 日本学術会議における会員任命の場合よりも不適切事由の範囲を狭くする必要性
- ケ 国際卓越研究大学への申請の有無による国立大学法人の差別を行わないこと及び申請を行った国立大学に関して運営方針委員の選定に介入しないことの確認
- コ 公立大学における合議体設置の任意性
- サ 運営方針会議を設置した国立大学法人における中期目標に関する責任の所在
- シ 運営方針会議が学長に法人運営の改善を求める方法
- ス 運営方針会議と学長選考・監察会議の役割分担

金村龍那君（維新）

- (1) 国立大学法人法の一部を改正する法律案について
 - ア 学長に対する諮問機関の委員と運営方針委員のリスクの差異
 - イ 運営方針委員が訴訟の対象となる可能性
 - ウ 我が国における運営方針委員として想定される人材の量
 - エ 運営方針委員を行政職の専門家の天下り先としないことに対する盛山文部科学大臣の決意
- (2) 国際卓越研究大学の在り方について
 - ア 文部科学省としても数値目標を立てる意思の有無及び認定の際に重要視する数値目標
 - イ 認定されなかった大学への対応

- ウ 研究環境の充実化に向けた取組
- エ 博士号取得支援についての文部科学省の見解
- (3) 高等学校段階の理系人材育成に向け、期待されるDXハイスクール事業の効果
- (4) 義務教育段階における数学的リテラシーの指標
- (5) 東北大学の国際卓越研究大学の認定申請に伴う規制緩和に係る提案内容
- (6) 大学に対する寄附税制に係る優遇措置の更なる充実についての盛山文部科学大臣の所見
- (7) 大学数の適正化について
 - ア 文部科学省が想定する適正な大学数
 - イ 大学を統廃合する場合の課題
 - ウ 国が後押しをして大学の統廃合を推進するべきという意見に対する盛山文部科学大臣の見解
- (8) 発達に偏りがある子供の就学相談について
 - ア 就学先を決める基準
 - イ 障害がある子供の状態を判断する際の知能指数（IQ）を考慮する程度

早坂敦君（維新）

- (1) 国際卓越研究大学について
 - ア 東北大学が正式認定されるための留保条件の内容及び今後の見通し
 - イ 国際卓越研究大学への支援・チェック体制及び支援等が国による介入に当たるのではないかとの懸念に対する文部科学省の認識
 - ウ 大学ファンド運用における毎年平準化して資金を確保する仕組みの有無及び想定通りに運用できない場合の予算確保の手段
- (2) ナノテラス（特定先端大型研究施設）について
 - ア 運用に向けた準備状況及び本格稼働時期
 - イ 企業や研究機関などからの利用の応募状況及び広報宣伝活動の状況
 - ウ 東北大学のオープンキャンパスと連携した広報イベントにおける来場者数
 - エ 広報宣伝活動における戦略
- (3) 大学教育における研究力強化のために必要なもの及び目指す方向性

西岡秀子君（国民）

国立大学法人法の一部を改正する法律案について

- ア 我が国の大学の研究開発力の長期的な低迷の原因並びに国立大学の法人化及び今後の在り方についての盛山文部科学大臣の見解
- イ 本法律案が我が国の大学の研究開発力の長期的な低迷の解決に資するか否かに関する文部科学省の見解
- ウ 大学の自律的な活動のための資金面における体制整備の今後の取組方針
- エ 特定国立大学法人
 - a 本法律案の立法趣旨及び運営方針会議設置義務の必要性に対する盛山文部科学大臣の見解
 - b 特定国立大学法人の指定基準及びその透明性確保の必要性
 - c 特定国立大学法人以外の国立大学法人においても運営方針会議の設置を可能とした理由
 - d 準特定国立大学法人を希望する大学と希望しない大学との間に国立大学運営費交付金等の取扱いに差が生じる可能性
- オ 運営方針会議
 - a 利害関係のある委員の意向が強く反映されるリスク
 - b 委員の任命に際して文部科学大臣の承認が必要である理由及び承認を拒否する場合の想定事由

- c 大学の自治及び学問の自由に影響を及ぼす可能性
- カ 新たに長期借入金及び債券発行の対象とされる「先進的な教育研究に用に供する知的基盤の開発又は整備」の具体的な用途
- キ 土地等の貸付けの規制緩和において、外国資本等による土地の占有等によって生じる安全保障上のリスクへの対応
- ク 国際卓越研究大学により大学間における研究者等の移動が生じることで大学間の格差が拡大する懸念
- ケ 国際卓越研究大学のみならず地方大学への支援を強化する必要性
- コ 事業成長が求められることによる、資金運用等において大学が抱えるリスクについての文部科学省の認識
- サ 10兆円規模の大学ファンド
 - a 安定的な運用益が得られない場合における大学への支援
 - b 国民への透明性ある情報開示の必要性
- シ 国際卓越研究大学構想における本法律案に基づいた大学の将来像についての盛山文部科学大臣の見解
- ス 基礎研究や人文・社会科学等の利益の出ない学問分野が衰退するリスクに対する文部科学省の見解

宮本岳志君（共産）

国立大学法人法の一部を改正する法律案について

- ア 学問の自由及び大学の自治に対する盛山文部科学大臣の見解
- イ 国立大学の法人化の目的が大学の自主性、自律性を高めることであることの確認
- ウ 我が国の研究力の低下の原因についての盛山文部科学大臣の見解
- エ 運営方針会議
 - a 一定規模以上の国立大学法人に運営方針会議を必置とする趣旨
 - b 国際卓越研究大学のみとされていた合議体の設置対象が拡大された理由
 - c 拡大に関して国立大学の関係者に説明の場を設けたか否かの確認
 - d 国立大学協会北海道地区に対する説明の有無
 - e 国際卓越研究大学に公立大学及び私立大学が応募できるか否かの確認
 - f 委員の任命に関する文部科学大臣の承認規定を削除する必要性
 - g 国立大学法人の中期目標の策定過程
- オ 大学における軍事研究
 - a 先端科学技術の防衛利用に向けた検討を行う政府の体制
 - b 総合的な防衛体制の強化に資する研究開発推進の取組に文部科学省が参画していることについての事実確認
 - c 「総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議」における高市国務大臣の発言の事実確認
 - d 防衛力強化に資する研究開発が、いわゆるデュアルユースであることの確認
 - e 文部科学省が「マッチング事業」を通じて防衛研究に結び付く研究を効果的に発掘、育成することを目指すことについての盛山文部科学大臣の見解
 - f 「マッチング事業」や「経済安全保障重要技術育成プログラム（Kプログラム）」が大学に対して軍事転用につながる研究を行わせる取組であることに関する文部科学省の見解
 - g 「マッチング事業」及び「Kプログラム」に国立大学が参加する可能性